

墓誌および鉄劍銘の文章

小谷博泰

—系譜・経歴の記述に関して—

墓誌および鉄劍銘の文章

ここでは墓誌、墓碑、およびそれらと文章に類似性の見られる稻荷山古墳鉄劍銘を研究の対象とする。これらを日本の文章史の始めに位置づけて、考察を行ないたい。その文章において、注目されるのは、墓誌の主人公やその祖先が、いかに朝廷に奉仕して来たかといふ、朝廷に対する貢献の経歴と父祖の系譜を述べた部分である。

これは、宣命などにつながる所があり、あるいは、服従儀式の詞章や誄（シノヒコト）につながるものかと思われるが、ここでは、基礎的な研究段階として、「奉仕」人の系譜が鉄劍銘、墓誌、墓碑その他の資料に、どのような表現をとつて現われるかを調べた。また、これらの文章の表現法は、中国から朝鮮を経て日本へ伝わったわけであるが、古代朝鮮における表現法の日本への影響についても考えてみた。

一、稻荷山古墳鉄劍銘と墓誌

墓誌は、もとは墓碑から來たもので、墓碑は石碑の一種である。すぐれた人物の功績や様々な記録を伝えるために作られたのが石碑で、そのうち墓の上に建てられるものを墓碑と呼び、墓中に埋められるものを墓誌と呼んだのが、その起りといふ。⁽¹⁾ 東野治之氏は、⁽²⁾

次のように解説されている。「中国では漢代から、死者の名前や死歿年月日などを簡単に記した壇が墓に副葬されたが、この風習は晋代以降ますます盛んになった。」「墓誌の文章も晋代以後は次第に詳細になって、死者の出自や経歴を詳しく記すようになり、また誌の末尾に死を悼む韻を踏んだ文章（銘）も附せられるようになつた。」そして、現在、実物の残つてゐる日本の墓誌は、天智七年（六六八）の船王後墓誌（ただし、天武朝末年以降、八世紀初頭までに追葬されたものであろうという）から延暦三年（七八四）の紀吉繼墓誌に至る十六点で、墓誌の副葬は日本では七世紀の後半に始まり、八世紀の終わりにはほとんど絶えてしまつたとされる。

また、大橋一章氏は「中国における墓誌の場合は一般に姓名・身分・出身・経歴・本貫地・性格・卒年・喪葬・銘等をさらにくわしく記すのが通例で、わが古代の墓誌と較べると、その記載内容に余りにも隔たりがある。」とされ、日本の墓誌を、記載内容を簡略化した日本風墓誌と、中国本来の一般的墓誌形式を踏襲した中國風墓誌とに分類された。この稿で扱うべき出身や経歴の記されたものは後者ということになり、船王後墓誌、石川年足墓誌、威奈大村墓誌など六例が中国風墓誌に分類される。

さて、鉄劍銘の文章が父祖の系譜を記し、次に奉仕の経歴を記しているところは、右に説明されている墓誌の文章に近いものと言えよう（いつたん脱稿後に李進熙氏がすでに簡単ながら同様の指摘をされたことを知った）。

辛亥年七月中記。乎獲居臣、上祖名・意富比塊、其兒・多加利足尼、其兒名・彌已加利獲居、其兒名・多加披次獲居、其兒名・多沙鬼獲居、其兒名・半彌比、其兒名・加差披余、其兒名・乎獲居臣。世々為杖刀人首、奉事來、至今、獲加多支齒大王寺在斯鬼宮時、吾左治天下。令作此百練利刀、記吾奉事根原也。

（辛亥年、七月中に記す。ヲワケ臣は、上つ祖、名はオホヒコ、其の兒タカリ足尼、其の兒、名はテヨカリワケ、其の兒、名はタカハシワケ、其の兒、名はタサキワケ、其の兒、名はハテヒ、其の兒、名はカシハデ、其の兒、名はヲワケ臣。世々、杖刀人首レと為て、奉事ツカヘマツり来、今に至りて、ワカタキル大王、シキの宮に寺イミ在す時、吾、天の下治むることを左ナシく。此の百練の利き刀を作ら令め、吾が奉事る根原を記す也。）⁽⁵⁾

これは、江田船山古墳鉄刀銘などと同類のものとして扱われているが、文章の内容は大きく異なる。稻荷山古墳鉄劍銘には、いわゆる吉祥の句を欠くことは、すでに大野晋氏によって指摘されている。吉祥の句は、渡来刀や渡来鏡の銘文に、「中平〇年、五月丙午の日に、『刀を造作す。百たび練へ清剛なり。上は星宿に応じ、下は不祥を避く』」（後漢・中平年間鉄刀金象嵌銘）、「景初三年、陳氏鏡を作り、之を銘す。子を保ち、孫を亘くす」（魏・景初三年画文帶神獸鏡銘）。以上、岡崎敬氏の釈文による）などとあるように、渡来刀銘、渡来鏡銘では、その刀や鏡によつて安寧と繁栄を願うこと記したもの

だ。江田山古墳鉄刀銘では、「此の刀を服する者は長寿にして、子孫は注々、其の恩を得る也。其の統ぶる所を失はず」（岡崎敬氏の釈文による）とある。こうした吉祥の句が稻荷山古墳鉄劍銘には見られない代りに、墓誌と同様、父祖の系譜と現在に至る奉仕の経歴が記されている。もし、鉄劍のおさめられていた古墳の主が、鉄劍銘の主人公ヲワケの臣だったとすれば、結果的にもこの鉄劍銘は墓誌の役割を果たしていることになる。もつとも、この古墳が、たとえばヲワケ臣の一族を滅した他の氏族のものであつたり、あるいはヲワケ臣の子孫のものであつて、偶然この鉄劍がおさめられたという場合には、話は異なる。

また、この鉄劍銘を墓誌と見なすには、ほかにもいくつかの問題がある。たとえば、鉄劍に墓誌を刻むような例があるかどうか、墓誌の作成者として、埋葬される当人の名が記されたりする例があるかどうかという疑問である。これは、答えとはなりがたいが、日本の墓誌の多くは金属（金属製板、金属製藏骨器）に刻まれている。古代朝鮮の武寧王墓誌買地券では、「百濟斯麻王以前仲錢訟土王士伯土父母上下衆官二千石買申地為墓故立券為明」（百濟の斯麻王は右の代金で地神とその一家眷族、家来達から申（西）の方向の土地を買って墓を作つた。よつて文書を作り証拠とする。——金元龍氏の訳より抄出——）とある。よつて文書を作り証拠とする。——金元龍氏の訳より抄出——）とあり、被葬者が墓を作つたかのように文書上は記されている。ただし、これらは鉄劍銘を墓誌とする証拠とまでは出来ず、なお鉄劍銘を墓誌とするには無理があろうかと思われるが、しかし、少なくともその文章が墓誌の文章につながるものであることは言えよう。

なお、鉄劍銘のヲワケ臣が後の膳氏（高橋氏）につながる者であることは、坂名井深三氏（10）によつてつとに論じられたことである。その

膳氏について触ると、「崇神紀」に「以^ニ高橋邑人活日」、為^ニ大神之掌酒」とあることから、かつて中西進⁽¹¹⁾氏は、三輪の神祭りが、神君を祭主、物部を神班者、膳臣を掌酒として行なわれていたと推測している。「高橋邑」から高橋氏(膳氏)を想起されたものである。その膳氏には、推古朝の「法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘」に「千食王后⁽¹²⁾」と記された膳大刀自、その父で、天皇の使いとして高麗の使人をもてなしたという記録のある膳部加多夫古臣(欽明紀)、あるいは、百濟で虎を刺し殺した膳臣巴提使(欽明紀)などがある。古代においては、料理食料のことにつながるものでは、そこまで重要な役割をはたしたことは、久米氏の伝承からもうかがわれるよう。なお、鉄劍銘の人名のタカハシとカシハデは、後の氏族名に相当することとなるが、「久米直等之祖、大久米命」(神武記)の例もあるので、祖先の名前を氏族の呼称に転じたと考えることもできよう。

ところで、気にかかるのは、テヨカリ、タサキ、ハテヒのように、日本人らしくない名前がまじっていることである。タカリにしても、「手刈丘と号くる所以は、近き國の神、此処に到り、手以て草を刈りて食薦と為しき。故、手刈と号く。」(ひといへらく、韓人等始めて来たりし時、鎌を用ゐることを識らず。但、手以て稻を刈りき。故、手刈の村といふ。) (『播磨風土記』鯛磨郡伊和里)として、手刈(テカリともタカリとも読める)村の地名伝説に韓人が登場する例がある。地名伝説から語源を導き出すのは思わしくないことではあるが、可能性として、あるいは「カリ」が韓(カラ)と関連するとも考えられる。ちなみに、金思婦氏⁽¹⁴⁾によれば、古代朝鮮において「水の流れが分岐する」ことを意味する語カラがあり、それを使つ

た地名として、加羅忽、加利県、加羅山、加林駅、嘉林県、他の例を示されている。「垂仁紀」に「意富加羅國の王の子、名は都怒我阿羅斯等、亦の名は干斯岐阿利叱智干岐と曰ふ。」とあり、日本古典文学大系『日本書紀』上の補注に「阿羅=アリ」としてあることから考へるに、古代朝鮮語の借音表記では「ラ」と「リ」が通用する場合のあつたことが知られる。もし、テヨカリ、タカリ、タサキ、ハテヒなどの語が、古代朝鮮語につながるものであれば、ヲワケ臣の一族は渡来人であつたか、ないしは渡来文化の圧倒的な影響下にあつたとも言えようが、以上に述べた事だけでは、そこまでは言えまい。可能性として示しておく。なお、膳臣巴提使が百濟で活躍したこと、膳加多夫古臣が天皇の代理人として高麗の使者を接待したことなどから、膳氏と古代朝鮮との関係の深さがうかがえ、もしヲワケ臣の一族が渡来文化に深く染つっていたとしても、彼らが膳氏の系類に位置することとは矛盾をしない。

さて、この鉄劍銘の系譜の記し方であるが、これに最も近いのが、「応神記」に新羅國の王子の天之日矛から息長帶比売命(神功皇后)に至る系譜として出ているもの(後述するように、三カ所を「一此之子——」でつないでいる)である。ここでは、系譜のこうした表現法について次に調べてみたい。

二、系譜の記述について

墓誌から、父祖を記した部分を抜き出す。

惟般氏故 王後首者、是船氏中祖 王智仁首兒、那沛故首之子也。(船王後墓誌)

これは、船氏王後首を、船氏の中祖・王智仁首の児である那沛故首

の子だと述べたもので、「——者、是——兒——之子也」という構文になっている。(以下、□は系譜の最終者、——は父方、——は母方を示す)

『日本書紀』の「道主王者、稚日本根子太日々天皇子孫、彦坐王子也」(垂仁紀)式の表現と比べると、「——兒——」でつないでいる部分が鉄劍銘の「——其兒——」に近い。また、「中祖」と鉄劍銘の「上祖」とにも類似性が見られる。

卿諱大村、檜前五百野宮御宇 天皇之四世後、岡本聖朝紫冠威奈鏡公之第三子也。(威奈大村墓誌 慶雲四年七〇七)

この墓誌の文章は、隋風の格調の高いものであって、当時一流の文人の手になり、使用語句にも、各種の漢籍に出典のあるものが多いと言われている。⁽¹⁵⁾

武内宿祢命子、宗我石川宿祢命十世孫、從三位行左大弁石川石足朝臣長子、御史大夫正三位兼行神祇伯年足朝臣。(石川年足墓誌 七六二年)

これは、「——子、——十世孫、——長子、□」と、年足朝臣を紹介するのに祖先の武内宿祢命から説き起しているのは、鉄劍銘では思われるが、ただし、途中を「十世孫」として省略している。類似のものに、断片ながら、「宇治宿禰墓誌」に「……八繼孫、宇治宿禰……」がある。なお、その墓誌には吉祥句「大平子孫安坐□」が見られる。

佐野三家定賜健守命孫、黒壳刀首、此新川臣兒、斯多々弥足尼孫、大児臣娶生兒、長利僧(山上碑 天武十年六八一)これは墓誌ではないが、やはり父祖を記したものであるので引用した。「——孫——、此——兒、——孫、——娶生兒□」となつ

ていて、母方の父祖が先に、父方の父祖が後に記されている。『古事記』の記述法に近いものであるが、ただ、『古事記』なら「——娶——生子」となるべきところ、父方母方の記載順が逆になり、また「娶生兒」と語順が日本語の通りとなつていているところが異なる。

さて、『古事記』所載の系譜を次に引用する。

於是、天之日矛(中略)即留_ニ其國_ニ而、娶_ニ多遲摩之侯尾之女、名前津見_ニ、生子、多遲摩母呂須玖。此之子、多遲摩比那良岐。此之子、多遲摩毛理。次、多遲摩比多詞。次、清日子。三柱。此清日子、娶_ニ當摩之畔娶_ニ生子、酢鹿之諸男。次、妹音龜上由良度美。_{以音故}、上云多遲摩比多詞、娶_ニ其姪、由良度美_ニ生子、葛城之高額比売命。此者息長帶比賣命之御祖。(古事記)

これは、皇室以外の系譜であること、そして皇統に当たる息長帶比賣命(神功皇后)が割注形式で記載されていることなど、『古事記』ではきわめて異例のものと言える。「——娶_ニ——生子、——」はほかにもしばしば見られる構文で、また、兄弟を列挙するのに「次——」が使われるものもありふれたものである。ただ、母を示さずには「——此之子——」だけで系譜をつないでいる例は珍しく、これは稻荷山古墳の「——其兒——其兒名——」に似ている。

なお、「——〇〇名——」の例は、『古事記』上巻の始めの「天地初發之時、於_ニ高天原_ニ成神名、天之御中主神」、あるいは上巻の終りにある「是天津日高日子波限建鷦鷯草不葺合命、娶_ニ其姨玉依毗売命_ニ生御子名、五瀬命」など、少なくない。ただし、まだ漢籍からの例を見出すまでには調べていらないが、朝鮮の「崔誠墓誌」

(高麗・毅宗十四年一一六〇、『朝鮮金石總覽』三七九ページ)に、「……有一子諱融銳……有一子諱士威……有五子其長諱惟恕……」などとあるのは、近いものと言えよう。なお、西嶋定雄氏が、中国の系譜の表現と比べると、「其兒名」という形式はおかしく、漢文体になじまないと述べておられるところから考へると、この「其兒名」は漢文に起源を求めるよりも、むしろ『古事記』など和化漢文の表現にそのまま直結するものとして見るべきか。もつとも、『日本書紀』にも、「意富加羅國王之子、名都怒我阿羅斯等、亦名曰于斯岐阿利叱智干岐」(垂仁紀)の例がある。あるいは「——之子名——」が漢文体に属するものとすれば、「——其兒名——」も漢文体に属するものと考えられるので、さらに調べてみる必要があろう。

『古事記』では、天皇の子は「御子」、天皇の兄弟などの子は、ただ「子」と記して区別しているが、例外は倭建命の系譜である。此之倭建命、娶_a伊玖米天皇之女、布多遲能伊理毗売命_b、字以音_a生御子_b、帶中津日子命。(中略)次、息長田別王之子、杙侯長日子王。此王之子、飯野真黒比売命。故、大帶日子野入杵之女、柴野比売_a、生子_b、迦具漏比売命。天皇、娶_a此迦具漏比売_b、生子_a、大江王。(下略)

このように、倭建命の子を_a「御子」と記し、大帶日子天皇(景行天皇)の子を_b「子」と記している。前者は、倭建命を天皇なみに扱つたためとも考へられるが、後者の例は、あるいはこの個所に系譜の錯誤ないし改ざんがあつたためかも知れない。倭建命の父の景行天皇が、倭建命の子孫を取るというおかしな系譜になつているのは、そのためであろうか。なお、この系譜は、「一之女」「生御子」「一之子」「此王之子」「次」「生子」などによつてつないのである。

(高麗・毅宗十四年一一六〇、『朝鮮金石總覽』三七九ページ)に、「……

「此王之子」は天日矛系譜の「此之子」に近い。

また、「一之子」は、「船王後墓誌」にも「——之子也」の例があつた。「崇神記」にも次の例がある。

答白、僕者、大物主大神、娶_a陶津耳命之女、活玉依毗売_b、生子_a、名櫛御方命之子_b、飯戸巢見命之子_a、建甕槌命子_b、僕意富多々泥古白。

これは「僕者、——、娶_a——之女——、生子、名——之子、——之子、——子、僕_a——」という構文になつてゐる。『続日本紀』にも、「大臣宣化天皇之玄孫_a、多治比王之子_b也」(大宝元年七月)の例がある。

漢籍では、『史記』の「晋世家」に、「武公称者、先晋穆侯曾孫也。曲沃桓叔孫也。桓叔者、始封曲沃。武公、莊伯子也。」があつた。墓誌では、『文苑英華』卷九三九の「鄼国公墓誌一首」に「公、即隋煬帝之玄孫、元德太子之曾孫、恭帝之孫、鄼国公行其之子」がある。朝鮮の『三国史記』の「百濟本紀第四」にも「又按卒大蓋齒王之孫。蓋齒第二子昆支之子」の例がある。

なお、「石川年足墓誌」の「宗我石川宿称命十世孫」なども、「公姓李、諱仁実、字子虛、本見州人、三韓功臣部律六世孫也、母曰、大夫金氏、本新羅王之後也」(『李仁実廟誌』高麗・毅宗七年、一一五三『朝鮮金石總覽』三六八ページ)などの例があるから、ありふれた表現であつたかと思われる。

以上のように、稻荷山古墳鉄劍銘に見られる「其兒」「其兒名」、墓誌に見られる「兒」「一之子」「子」「○世孫」などの語句は、『古事記』の系譜や、中国・朝鮮の墓誌に類似のものが得られた。神野志隆光氏が『古事記』系譜の「——次——」でつないでゆく書

式について、口承の系譜体をひきうけながら、中国史書の形式に倣つたものと指摘されているが、右の「其兒」などの表現形式についても、その成立の要因に、類似のことがあったと言えようか。ともあれ、鉄劍銘と墓誌との文章上の類似性はまぎれもない。

三、「奉仕」の経歴について

墓誌から、経歴を記した部分を抜き出す。

生於乎娑陁宮、治天下、天皇之世、奉仕於等由羅宮、
治天下、天皇之朝、至阿須迦宮、治天下、天皇之
朝、天皇照見、知其才異、仕、有功勲、勅、賜官位大仁、
品為第三。(船王後墓誌)

稻荷山古墳鉄劍銘では、「今に至りて、ワカタキル大王、シキの宮に寺在す時、吾、天の下治むることを左く。」とだけあるところを、これは「ヲサダの宮に天の下治めたまひし天皇の世に生まれ、トユラの宮に天の下治めたまひし天皇の朝に奉仕り、アスカの宮に天の下治めたまひし天皇の朝に至りて、天皇照見して、其の才の異なりて、仕へて功勲有るを知らし、勅して、官位大仁を賜ひ、品第三と為す。」と、詳しく事績を記している。しかし、天皇(大王)が○○の宮にいて天の下を治めた時に、奉仕したこと述べることでは、類似する所もあるようと思われる。

因幡国法美郡伊福吉部徳足比売臣、藤原大宮御宇大行天皇御世、慶雲四年歲次丁未、春二月二十五日、從七位下被賜仕奉矣。(伊福吉部徳足比売骨藏器、和銅三年七一〇)

所レ知天下自輕天皇御世以来、至于四繼仕奉之人、河内国石川郡山代郷從六位上山代忌寸真作。(山代真作墓誌 七三八年)

いずれも、記述は簡単で、後者に「四繼に至りて仕へ奉りし人」とあるのは、鉄劍銘に「世々、杖刀人首と為て、奉事り来」とあるよりも簡略である。

「詳しく述べてある例では、「威奈大村墓誌」は、「後清原聖朝、初授務広肆」から「同歲十一月十六日命、卿除越後城司、四年二月進爵正五位下」まで、経歴を詳細に述べてある。

「美努岡万墓誌」(天平二年七三〇)にも我祖美努岡万連、飛鳥淨御原 天皇御世、甲申年正月十六日勅、賜連姓。藤原宮御宇大行 天皇御世、大宝元年歲次辛丑五月、使乎唐國、平城宮治天下、大行 天皇御世、靈龜二年歲次丙辰正月五日、授從五位下、任主殿寮頭。

と詳しく、これには「御世」などの、和化漢文的部分がまざつてゐる。墓碑の例として、「那須國造碑」(文武四年七〇〇)の冒頭部分を次に引用する。

永昌元年己丑四月、飛鳥淨原大宮、那須國造、追大壹、那須直韋提評督被賜。

なお、前述した「石川年足墓誌」にも、「御史大夫正三位兼行神祇伯年足朝臣」とあり、「太朝臣安万侶墓誌」(養老七年七二三)にも「從四位下、勲五等太朝臣安万侶」とあるなど、官位等の簡単な記載はほかにも見られる。

さて、すでに述べたことがあるが、次に、鉄劍銘の次の部分について、上代文献等から類似例をさがしてみることとする。

世々、為三杖刀人首、奉事來、至今、獲加多支國大王、寺在さて、『史記』に次のような部分がある。

項籍者、下相人也。字羽。初起時、年二十四。其季父項梁。梁父、即楚將項燕、為奉將王翦所戮者也。項氏世世為楚將、封於項。故姓項氏。（項羽本紀）

汲黯字長孺。濮陽人也。其先有寵於古之衛君。至黯七世。世為卿大夫。黯以父任。孝景時、為太子洗馬。以莊見憚。孝景帝崩、太子即位。黯為謁者。（汲鄭列伝第六十）

鐵劍銘の「世々為_ニ杖刀人首」と「項羽本紀」の「項氏、世世為_ニ楚將」、「汲鄭列伝」の「至_ニ黯七世、世為_ニ卿大夫」は、いずれも類似の構文である。

『古事記』からは、次のような例が得られる。

僕者自_レ今以後、為_ニ汝命之昼夜守護_ニ而、仕奉。故、至_レ今、其溺時之種々之態、不_レ絕仕奉也。（神代記）

凡、此倭建命、平_レ國廻行之時、久米直之祖、名七拳脛、恒為_ニ膳夫_ニ、以從仕奉也。（景行記）

『日本書紀』にも次の部分が見られる。

是以、火酢芹命苗裔、諸隼人等、至_レ今不_レ離_ニ天皇宮牆之傍_ニ、代吠狗而、奉事者矣。（神代紀下）

紀の例は、中村啓信氏の論考にも、「奉事」用例として部分が引用されている。

中村氏は、右のほかに「奉事」の例を『日本書紀』から四例引用

され、その四例については、朝鮮半島に関する記事の中に用いられていることから、「恐らくこれら記事作成の背景に百濟関係の文献が与っているであろうことを類推させる。」と述べておられる。

自_レ今以後、隨_ニ天皇命_ニ而、為_ニ御馬甘_ニ、每_レ年雙_ニ船、不_レ乾_ニ

これは、『古事記』の神功皇后の新羅征討の条に、新羅国王の上表文として出ているもので、西田長男氏⁽²⁰⁾が、朝鮮の朝貢使が来朝の折に奉上したきまり文句であろうと論じられたことがある。

汝_ニ、藤原朝臣の仕へ奉る状は、今のみにあらず、掛けまくも畏き天皇が御世御世仕へ奉りて、今も又、朕_アが卿_ニとして明き淨き心を以て、朕_アを助け奉り仕へ奉る事の……（続日本紀宣命第二詔）⁽²¹⁾ があるので省略する。ちなみに、正倉院文書の天平二十年の「他田神護解」にも、次のように父祖以来の奉仕の経歴が記されている。

謹解申請、海上郡大領司仕奉事。

中宮舍人左京七条人從八位下海上國造他田日奉部直神護が、下總国海上郡大領司に仕へ奉ると申す故は、神護が祖父・小乙下忍、難波朝庭に小領司に仕へ奉りき。父・追広肆宮麻呂、飛鳥朝庭に小領司に仕へ奉りき。又、外正八位上、給はりて、藤原朝庭に大領司に仕へ奉りき。兄・外從六位下熟十二等国足、奈良朝庭に大領司に仕へ奉りき。神護が仕へ奉る状、故兵部卿從三位藤原卿位分資人、養老二年を始めて神龜五年に至る十一年、中宮舍人、天平元年を始めて今に至る廿年、合はせて卅一年。是を以て、祖父、父、足らが仕へ奉りける次に在る故に、海上郡大領司に仕へ奉ると申す。

この原文は宣命体で記されているが、それは口頭で読み上げるために宣命体表記をとったものであろう。父祖の代からの奉仕の事績を列挙して、自己の身分の保全を願い上げる様子は、服属儀礼を思い

こうした、世々の奉仕について述べる詞章は、西田長男氏、中村

啓信氏の論考に示されているように、源はやはり、古代朝鮮の文書類の影響のもとに生まれたものであろう。朝鮮の金石文に「自_三我大祖統合時、至三千今不_レ絕繼嗣」(朴景仁墓誌、高麗・睿宗十七年一⁽²²⁾二二二)などの部分もそうした詞章に類似するものであるが、時代的には新しい。日本の古代の文章と、古代朝鮮の文章との影響関係は、古代朝鮮の残された資料が少ないと、同じく漢籍を手本としていることなどから、追究が困難である。次に、少し横道にそれかも知れないが、『三国史記』を調べて、日本の上代文書に、古代朝鮮の文書が与えた影響の痕跡を追い求めてみた。

四、『三国史記』と宣命・祝詞

『三国史記』の卷四十六、列伝第六に次の記事がある。

薛聰。字聰智。祖談捺奈麻。父元曉。初為桑門。掩該仏書。即而返本。自号小性居士。聰、性明鏡。生知道待。以方言讀九經。訓導後生。至今学者宗之。又能屬文。而世無傳者。(下略)この「能屬文」と記されている学者・薛聰は「方言を以て九經を読む」と書かれている。この「方言」は「新羅本記」第四の始めにも「今記新羅事。其存方言亦宜矣」とある。小倉進平氏によれば、薛聰は吏讀の作者といわれているが、「以方言讀九經」は漢文を朝鮮語流に翻訳して読みかえたことを意味し、吏讀を一個人の創作に帰することはできないとされる。金思燁氏によれば、薛聰は新羅統一期の六八〇年ころの儒学者で、右の記録は、吏讀式送仮名を中国の古典にはじめて応用して読んだ事實をものがあつたという。

なお、『三国史記』では右の引用文の少しあとに、「世伝、日本國真人、贈新羅國使薛判官詩序云」として、新羅の使い、薛が元曉

居士の孫に当たることを聞いた日本人が、詩を作つて贈つたという話が出ている。元曉は薛聰の父であるから、あるいは薛聰の子ども、ないしは子孫が日本へ使いとして渡つたことを示すものかも知れない。⁽²⁵⁾

さて、右の薛聰の記事によれば、少なくとも七世紀後半には、新羅語によつて漢文が訓讀(ないし翻訳)されたことが知られるが、それ以前にも、たとえば王の下す詔書が口讀されたことは、当然につたのではなかろうかと思われる。詔書など意志伝達を目的とするものは、その国の言葉で読まれることはやくから求められたであろう。

さて、『三国史記』の「新羅本紀」第八、神文王元年(六八一)に「寡人以眇躬涼德。嗣守崇基。(中略)寡人上賴天地之祐。下蒙宗廟之靈」、同第十一、文聖十九年(八五七)に「秋九月。王不_レ予。降遺詔曰。寡人以眇末之資。虛崇高之位。上恐罪於天鑑。下慮失望於人心。夙夜兢兢。若涉淵冰。(中略)今者忽染疾疹。至于旬日。(中略)上可以祇奉宗廟。下可以撫育蒼生。」「高句麗本紀」第五、西川王十一年に「王謂群臣曰。寡人以眇末之軀。謬襲邦基」とある。

また、金石文に「新羅真興王巡狩碑」の「然朕歷數當躬仰紹太祖之基。纂承王位。兢身自慎。恐違乾道。(中略)撫育新古黎庶」があり、これは新羅真興王二九年(五六八)のものといふ。金思燁氏によると、これは吏讀混用の金石文の最も古いものの一つとされており、宣命おび宣命体表記との関連において注目される。(なお、姜斗興氏によると、四一四年の建立とされている広開土王碑の固有名詞表記にも、吏讀が多數確認されるという)。

ところで、これらの部分と類似の詞章が、日本の詔勅や宣命から

も得られる。

朕以_ニ菲薄之躬_一、託_ニ于王公之上_一。不_レ能_下德感_ニ上天_一仁及_中黎

庶_上（慶雲二年四月）

朕君_ニ臨天下_一、撫_ニ育黎元_一。蒙_ニ上天之保休_一、賴_ニ祖宗之遺慶_一。

海内晏靜。区夏安寧。然而兢々之志。夙夜不_レ怠。（靈龜元年八月）

朕以_ニ劣弱身_一、承_ニ鴻業_一、恐利畏、進_モ不_レ知_ル退_・不_レ知_ル所

念波（第四九詔、宝龜元年十一月）

朕以_ニ寡薄_一、宝位乎受賜_ニ年久重奴。而_ル嘉政頻闕_ニ天下不_ニ得治_一

成。加以元來風病。苦都都身體不_レ安。（中略）天下百姓乎可_レ令_ニ

撫育_ニ止宣。（第五九詔、天應元年四月）

これら、古代朝鮮の資料と古代日本の詔勅および宣命に似通つたところのあるのは、あるいは、どちらも中国の詔書類に学んだため起きたとえることもできる。「新羅本紀」第七の文武王十二年の上表文に「臣某死罪謹言。（中略）謹遣原川等。拝表謝罪。伏聽勅旨。某頓首頓首。死罪死罪」とあるが、これが正倉院文書中の公用文書類に似通つてゐる部分が見られるにしても、こうしたことは、どちらも源が中国の文書類にあるとすれば、当然の結果と言えよう。しかし、次の例などは類似性が強く、古代朝鮮のこの種の文書と日本の祝詞や宣命の文書の間に、あるいは影響関係があつたのではないかと思わせる。

夏四月。改音声署長為卿。遣大臣於祖廟。致祭曰。王某稽首再拜。謹言太祖大王、真智大王、文興大王、太宗大王、文武大王之靈。某以虛薄。嗣守崇基。寤寐憂勤。未遑寧處。奉賴宗廟護持。乾坤降祿。四邊安靜。百姓雍和。異域來賓。航琛奉職。刑

清訟息。以至于今。比者。道喪君臨。（中略）戰戰慄慄。若墜淵

谷。謹遣使某官某。奉陳不腆之物。以虔如在之靈。（中略）禾稼豐而疫癘消。衣食足而禮義備。表裏清謐。盜賊消亡。垂裕後昆。永膺多福。謹言。（「新羅本紀」第八、神文王七年、六八七）

この「王某稽首再拜。謹言太祖大王……文武大王之靈」の部分は、「天皇が大命に坐せ、恐き鹿島に坐す建ミカヅチの命、香取に坐すイハヒ主の命、枚岡に坐す天のコヤネの命、ヒメ神、四柱の皇神等の広前に白さく」（春日祭祀詞）などの例を思わせ、藤原宮木簡にしばしば見られる「——の前に申す」式文書⁽²⁹⁾の書式に近い。「某以虚薄。嗣守崇基」は「此の天つ日嗣高御座の業を、拙く劣き朕に賜はりて」（宣命第二四詔）はじめ類例は多く、そのいくつかは前記した。「寐寤憂勤。未遑寧處」は「是を以て、意の中に昼も夜も倦み怠ること無く、謹み礼まひ仕へ奉り侍り」（第四一詔）、「奉賴宗廟護持。乾坤降祿」は「此の物は天に坐す神、地に坐す祇の相うづなりまつり福はへ奉る事に依りて」（第四詔）、「皇神等の相うづのひ奉りて、堅磐に常磐に斎ひ奉り、茂し御世に幸はへ奉らむに依りてし」（大嘗祭）など、やはり類似の詞章は多い。「四邊安靜」は「四方の國を安国と平らげく知らしめすが故に」（祇年祭）の例がある。

「戰戰慄慄。若墜淵谷」は漢文に類似表現がしばしば見られるが、宣命の「進むも知らに退くも知らに恐み坐さく」（第二四詔）などの慣用句が内容的に相応する。「謹遣使某官某。奉陳不腆之物。以虔如在之靈」は「神主に某の官位姓名を定めて、獻るうづの大幣帛を、安幣帛の足幣帛と、平らげく安らげく聞こしめせと、皇大御神等を称辞竟へまつらく」（春日祭）などを想起させる。

「禾稼豊而」は「長く平らげく作り食ぶる五の穀をも、豊かに榮

えしめたまひ、護り恵び幸はへたまへと」(伊勢神宮六月月次祭)、「垂裕後昆。永膺多福」は、「皇が朝廷を常磐に堅磐に斎ひまつり、茂し御世に幸はへまつりたまひて」(鎮御魂斎戸祭)などを思わせる。

「謹言」は「恐み恐みも奏し賜はくと奏す」(第一二詔)、「恐み恐みも、天津次の神賀の吉詞白し賜はくと奏す」(出雲国造神賀詞)などの決まり文句に通うものと言えよう。

このように、内容に多くの類似部分が得られるだけでなく、使者に祭文を口説させるなど、伝達の方法や、また、文章の全体の構成にも、宣命や祝詞と似通うところがある。ただ、祭文の和訳がおおむねその文脈に相応する宣命とくらべ、祝詞の場合は相対的に距離を感じる。むしろ、右の漢文の元になった新羅語の祭文を想定して、それとの関連を考えるべきか。また、漢文の論理性と、和文の情緒性といった、一般論的に言える違いは、ここでも当てはまるであろう。しかし、この祭文の場合、右にあげた類似部分のうちのいくつかは、日朝のこうした奏宣の文章に、何らかの影響関係のあつたことをうかがわせるものと思われる。

古代日本の諸資料の文章に、古代朝鮮における文章表現法が影響を残しているることは、いくつかの方面から先学の指摘されていることである。また、さらに研究せねばならぬことも多いが、すでに予定の紙数も越えてるので、後日を期すこととしたい。

○

以上、次のことがらを主に述べた。○稻荷山古墳鉄劍銘の文章が墓誌につながること。○墓誌等の系譜に見える「其兒名」「兒」などの語句、あるいは「奉仕」の経歴を記述した諸文章の紹介と比

較。○それらの文章の背後に、古代朝鮮の文章表現法の影響が考えられるが、それを考察するための一資料として『三國史記』の新羅神文王祭文が注目されること。

なお、問題を掘りおこしたまま残したような部分もあるかと思うが、私としては、多方面からの今後の研究を期待して、むしろ問題点は疑問のまま示すのが良いかと考えた。金石文に関する研究は、国語学国文学の方面からは、まだほとんどなされていないが、こうした研究段階では、急いで結論を求めることは、後に弊害を招くことになりかねないと思うからである。

〔注〕

- (1) 錢存訓著、宇都木章ほか訳、『中国古代書籍史——竹帛に書す——』一九八〇年九月、七六~七七ページ参照
- (2) 『日本古代の墓誌』(奈良国立文化財研究所飛鳥資料館)一九七九年八月、一六一ページ
- (3) 大橋一章「古代墓誌の研究」(『史学雑誌』八三巻八号)
- (4) 季進熙(『歴史と人物』一九七九年一号)の「世紀の大発見」の異様さの中で、氏は、金石文の鏡や刀剣の銘文は、制作年の干支や制作の由来などの吉祥句とともに記されるのが普通であるが、鐵劍銘は「全体として墓誌的な形式となっている」とだけ指摘されている。鐵劍銘の「辛亥年」の年代について論じられた個所に、右のように簡単に触れておられるもので、詳しくは述べておられない。
- (5) 祝文は、岸俊男『遺跡・遺物と古代日本』(一九八〇年一二月)を参考。訓読文は小谷博泰「文書・金石文の語彙」(『講座日本語の語彙3、古代の語彙』一九八二年五月)に発表のものに補正を加えた。
- (6) 『シンボジウム鉄劍の謎と古代日本』一九七九年一月(大野晋談話)一一二ページ
- (7) 岡崎敬「日本の古代金石文」(『古代の日本』9、一九七一年一〇月)
- (8) 注7に同じ
- (9) 金元龍『武寧王陵』韓国美術シリーズ1一九七九年八月、七五~七七ページ
- (10) 坂名井深三『稻荷山古墳鉄劍銘百十五文字の謎』(一九七九年四月)。

墓誌および鉄劍銘の文章

- なお、氏は鉄劍銘の成立を五九一年とされる。文章だけについて見る限りでは、私にも案外に新しく思われ、五三一年もしくは五九一年の成立の可能性が考えられる。
- (11) 中西進「古事記抄」(『成城大学文学部・短期大学部創立二十周年記念論文集』一九七四年六月、日本文学資料叢書『古事記・日本書紀II』所収による)
- (12) 桜井良策『日本図書文化源流考』(一九七八年一〇月) 参照
- (13) 小谷博泰「記紀歌謡の解釈と木簡—細螺・物申す・かき貝・鮎—」『古事記年報』25号(一九八三年一月) 参照
- (14) 金思燁『古代朝鮮語と日本語』一九七四年一〇月、三四四ページ
注2参照
- (15) 注6 (西嶋定生談話) 七九ページ
- (16) 佐伯有清氏が、この系譜と鉄劍銘の系譜の形式が同じであることを指摘しておられるのを、脱稿後に知った。氏は、このことから鉄劍銘の系譜は、ヲワケの家に伝えられていた「□承系譜」を文章化したものとされている「古代氏族の系譜」(『歴史公論』5、一九七六年一月)。氏の考察されたように、鉄劍銘の背後には□承系譜のあつたことは念頭に置かねばなるまい。漢籍に見られる「—(之)曾孫、—(之)孫、—(之)子」形式の記述法は単純で、□承性をうかがわせる。ただし、本稿に示したように、船王後墓誌にも「—兒、—」の例があり、『古事記』には天之日矛系譜の「—此之子、—」、倭健命系譜の「—之子」「—之女」「此王之子」などの例もある。この叙述法は、必ずしも日本語の□承系譜に限るものではないかも知れない。特に、船王後墓誌の例は、中国あるいは朝鮮にこの形式のあつたことを示唆するものかも知れない。
- (18) 神野志隆光「『古事記』の神話叙述—神名列挙の方法—」(『日本文学』二九八号、一九七八年四月)
- (19) 中村啓信「稻荷山鉄劍銘から記紀へ」(『国学院雑誌』81巻3号、一九

- 八〇年六月)
- (20) 西田長男『日本古典の史的研究』一九五六年一月
- (21) 小谷博泰「延喜式祝詞の用字および表記について」(『古事記年報』23、一九八一年一月)、および注5の拙稿
- (22) 『朝鮮金石総覧』三〇三ページ
- (23) 小倉進平『郷歌及び吏諺の研究』(大正十三年)
- (24) 注14に同じ
- (25) 林英樹氏訳『三国史記』下(一九七五年四月)によれば、日本人に会つたのは、新羅國の使節・薛聰と解されるが、しばらく存疑としておきたい。
- (26) 葛城末治『朝鮮金石攷』一九三五年八月による。
- (27) 注14に同じ
- (28) 姜斗興『史諺と万葉仮名の研究』一九八二年一〇月
- (29) 小谷博泰「藤原宮木簡の用字および表記について」(『訓点語と訓点資料』69号に発表予定) 参照
- (補記)『古事記』は日本思想大系本により、『日本書紀』『風土記』『祝詞』は日本古典文学大系本、『続日本紀』は国史大系本にもとづいた。墓誌は『日本古代の墓誌』(奈良国立文化財研究所飛鳥資料館)をもとにし、『三国史記』は朝鮮史学会編(国書刊行会)によった。ただし、字体はおおむね通用のものとし、訓読文などは私意による所が多い。この稿は、なにぶん筆者の専門外の分野に接するので、いったん清書した後にも、改めて歴史学方面の関係論文をあたうる限り調べてみたが、特に鉄劍銘については、発見後の短期間に、おびただしいと言つていいほど多くの数の発表がなされているので、あるいは参考すべくして見落している論考もあるかと恐れる。御批判をいただければ幸いである。